

事業再構築補助金「グリーン成長枠」

【令和3年度補正予算額：事業再構築補助金6,123億円の内数】

成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）

2050年カーボンニュートラルという高い目標の実現に向けて、グリーン成長戦略の具体化を進める。

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（抜粋）

自動車販売店や整備事業者については、電動化に伴う車両の構造変化に対応した設備投資・人材育成や、整備事業の更なる効率化・生産性向上に向けたDX投資等を後押しする。

事業再構築補助金「グリーン成長枠」を新設

研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野（自動車分野含む）の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援^{※1}

第6回公募 申請受付：令和4年5月下旬～6月上旬（予定）

応募締切：令和4年6月30日18:00

補助金額・補助率

中小／中堅	補助金額	補助率
中小企業	100万円～1億円 ^{※2}	1/2
中堅企業	100万円～1.5億円 ^{※2}	1/3

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等 関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費
（一部の経費については上限等の制限あり）

※1 特例的に、過去に事業者構築補助金による支援を受けたことがある事業者も再度申請が可能

※2 基本的に返還要件なし

補助対象要件

グリーン成長枠の対象となる事業者の要件

- ① 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関※¹と策定すること
(補助額3,000万円超は金融機関も必須)
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額※²の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること
- ③ グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組※³として記載があるものに該当し、2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行うこと。

※1 認定経営革新等支援機関とは？

⇒ 税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上ある個人や法人などを認定。(全国約3万機関が認定)

【主な支援機関】

- 税理士・公認会計士
- 商工会・商工会議所
- 金融機関

※2 付加価値額とは？

⇒ 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費をいいます。

※3 課題の解決に資する取組とは？

⇒ 電動化に伴う車両の構造変化に対応した設備投資・人材育成や整備事業の更なる効率化・生産性向上に向けたDX投資等

申請までの流れ(申請準備～採択まで)



問合せ先等

- 認定経営革新等支援機関：〔検索システム〕 https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea
- GビズIDプライムアカウントの発行：<https://gbiz-id.go.jp/>（問合せ先：ヘルプデスク 0570-023-797）
- 事業再構築補助金事務局 ※9:00～18:00（土日祝日、年末年始を除く）
（申請内容・公募要領等について）：〈ナビダイヤル〉0570-012-088 〈IP電話用〉03-4216-4080
（申請システムの操作方法について）：050-8881-6942

(想定事例1)自動車販売店・整備事業者の電動化対応

整備工場

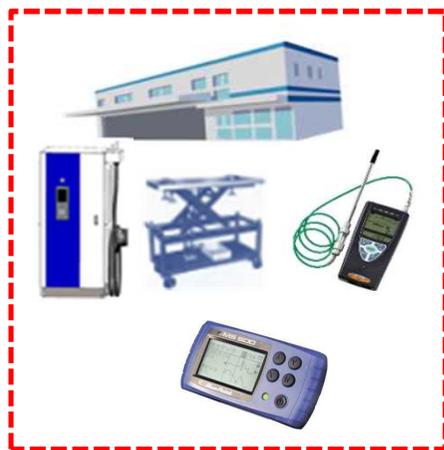
※この事例で計画を策定しても審査等によって不採択となる可能性があります

- 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリット自動車（PHV）、ハイブリット（HV）自動車等を適切に整備するための設備を導入
- また、これら車両を適切に取り扱うための整備人材の人材育成を実施

EV・FCV・PHV・HV等整備のための工具・設備



内燃機関自動車の整備設備



EV・FCV・PHV・HV等の設備投資

EV・FCV・PHV・HVを整備するための工具・設備

- ・点検整備に必要な工具・設備
(スキャンツール、エーミング機器、絶縁工具、充電器・急速充電器、水素ガス検知器等)
- ・EV・PHV・HV駆動用バッテリー交換に必要な工具・設備
(リクェスター、リフトテーブル、フォークリフト等)
- ・FCV水素ガス容器交換に必要な工具・設備
(窒素ガス注入装置、水素抜取装置等)

EV・FCV・PHV・HVを整備するための作業場

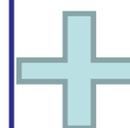
- ・これまでの内燃機関自動車の整備設備以外にEV・FCV・PHV・HVを整備するための整備作業場の増設等

工員の人材育成



工員の研修の受講

教育のために必要な講習等
 ・EV, FCV, PHEV, HVを整備するための電気自動車等の整備業務に係る特別教育費（講習費、教材費等）



(想定事例2)自動車整備士養成施設の電動化対応

※この事例で計画を策定しても審査等によって不採択となる可能性があります

自動車整備士養成施設

- 自動車養成施設において、EV・FCV・PHV・HV等を適切に点検整備するため、これらの構造が分かるカットモデルや現車教材の設備を導入
- 自動車整備士養成施設で電動化にかかる学生への講義・指導が行える指導員を育成

整備士養成のための等教材・設備 等



教材としてのEV・FCV・PHV・HV等のカットモデル等

- EV・FCV・PHV・HV等の構造把握のためのカットモデル
- ・これまでの内燃機関自動車と異なる部位の構造を適切に把握するために必要な教材（カットモデル 等）



教材としてのEV・FCV・PHV・HV等や充電・充填インフラ設備

- EV・FCV・PHV・HVや充電・充填インフラ
- ・整備作業が適切に実施できているかについては、実車による確認が必要。
- ・実車の充電・充填インフラも併せて必要。



点検整備に必要な工具・設備・作業場

- EV・FCV・PHV・HVを整備するための作業場
- ・これまでの内燃機関自動車の整備設備以外に、EV・FCV・PHV・HV等を整備するための整備作業場の増設 等
- EV・FCV・PHV・HV等を整備するための工具・設備
- ・点検整備に必要な工具・設備（絶縁工具、充電器・急速充電器、水素ガス検知器 等）
- ・EV・PHV・HV駆動用バッテリー交換に必要な工具・設備（リフター、リフトテーブル、フォークリフト 等）
- ・FCV水素ガス容器交換に必要な工具・設備（窒素ガス注入装置、水素抜取装置 等）

指導員の研修等

EV・FCV・PHV・HV等
EV・FCV・PHV・HV等
EV・FCV・PHV・HV等



指導員の研修の受講

- ・EV, FCV, PHEV, HVを整備するための電気自動車等の整備業務に係る特別教育費（講習費、教材費等）

EV・FCV・PHV・HV等に係るより適切な教育が可能